最終更新日：2015年6月26日
株式会社カネカ
代表取締役社長　角倉　護
問合せ先：取締役常務執行役員　石原　忍　TEL：06-6226-5169
証券コード：4118
http://www.kaneka.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。」という企業理念のもと、企業価値増大を徹底して図っていくための重要な機能がコーポレート・ガバナンスであると考えている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,505,000	4.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,702,000	4.49
日本生命保険相互会社	15,570,595	4.45
株式会社三井住友銀行	15,458,419	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	14,799,000	4.23
明治安田生命保険相互会社（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	13,125,200	3.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,544,536	3.30
三井住友海上火災保険株式会社	10,524,000	3.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,473,536	2.14
BNYML－NON　TREATY　ACCOUNT	5,545,000	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

株式会社三菱東京UFJ銀行他2社から平成25年12月16日付けで大量保有報告書の提出があり、平成25年12月9日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けているが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができないため、平成27年3月31日現在の株主名簿に従い記載している。
なお、株式会社三菱東京UFJ銀行他2社の大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名または名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,544	3.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	16,031	4.58
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	574	0.16

三井住友信託銀行株式会社他2社から平成25年1月21日付けで大量保有報告書の提出があり、平成25年1月15日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けているが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができないため、平成27年3月31日現在の株主名簿に従い記載している。
なお、三井住友信託銀行株式会社他2社の大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名または名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	21,353	6.10
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	474	0.14
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	566	0.16

イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドから平成26年11月17日付けで大量保有報告書の提出があり、平成26年11月14日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けているが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができないため、平

成27年3月31日現在の株主名簿に従い記載している。
なお、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドの大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名または名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド	シンガポール共和国マリーナ・ブルバード10、#32-10、マリーナ・ベイ・フィナンシャルセンター・タワー2	18,063	5.16

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井口　武雄	他の会社の出身者								△			
毛利　衛	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井口　武雄	○	同氏は、当社の株主である三井住友海上火災保険株式会社の元代表取締役であるが、退任されてからすでに9年が経過していることから、当社では独立性は問題ないと考えている。また、当社は三井住友海上火災保険株式会社と損害保険に関する取引があるが、直前事業年度における当社グループが同社に支払った損害保険料は同社の収入保険料の0.1%未満と僅少である。 また、同氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はない。 なお、同氏は当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の「特別委員会」の委員である。	金融機関において長年にわたって経営に携わり、経営者としての高い見識と豊富な実務経験を有し、またコーポレートガバナンスに関する高度な提言などを行っている社団法人日本取締役協会において要職を務められるなど、コーポレートガバナンスに関しても造詣が深い人物である。既に当社の取締役会において経営全般における適切な監督と客観的かつ戦略的な助言をいただいており、今後もその継続を期待したいことから社外取締役をお願いしている。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、同氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員に指定している。
			日本人で初めてスペースシャトルに搭乗した宇

毛利　衛	○	同氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はない。	宙飛行士として、日本の宇宙開発への功績に対し内閣総理大臣顕彰を受賞され、また日豪における教育及び科学分野での貢献によりオーストラリア名誉勲章も受賞されるなど、宇宙飛行士や科学者として多大な実績をあげてこられた。当社は、長期経営ビジョン『KANEKA UNITED宣言』において、「研究開発型企業への進化」を経営施策の1つとして掲げてR＆Dに経営資源を重点投入している。同氏の持つ高度な科学センスとグローバルな感覚が当社取締役会の意思決定に加わることは、当社の企業価値に大きく寄与するものと考え社外取締役をお願いしている。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、同氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員に指定している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

□監査役と会計監査人の連携状況
会計監査人からの定期的な報告と意見交換会を実施している。
□監査役と内部監査部門との連携状況
内部監査部門であるCSR推進部内部統制室へ内部監査の状況について適宜報告を求めている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚本　宏明	弁護士										△			
藤原　浩	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚本　宏明	○	同氏は、当社が法務上のアドバイスや訴訟対応などを依頼している弁護士法人大江橋法律事務所で過去に代表社員を務めたが、すでに同事務所を退所して4年が経過している。また、当社が直前事業年度において同事務所に支払った弁護士報酬は同事務所が受領した弁護士報酬総額の1%未満と僅少であり、かつ法律顧問契約は締結していない。 また同氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はない。 なお、同氏は当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の「特別委員会」の委員である。	直接会社経営に関与したことはないが、弁護士として高い見識と豊富な経験を有し、既に当社の取締役会や監査役会において法令遵守の視点から貴重な助言や意見表明をいただいており、今後もその継続を期待したいことから社外監査役をお願いしている。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、同氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員に指定している。
藤原　浩	○	同氏は、当社が法務上のアドバイスや訴訟対応などを依頼している橋元綜合法律事務所に所属しているが、当社が直前事業年度において同事務所に支払った弁護士報酬は同事務所が受領した弁護士報酬総額の1%未満と僅少であり、かつ法律顧問契約は締結していない。 また同氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はない。	直接会社経営に関与したことはないが、弁護士として高い見識と豊富な経験を有し、法令遵守の視点から当社取締役会や監査役会において貴重な助言や意見表明をいただくことを期待したいことから社外監査役をお願いしている。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、同氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員に指定している。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

当社の社外役員の独立性に関する基準の概要は以下のとおりである。

1. 当社における社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員」という。)が独立性を有するとは、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることをいう。

(1)当社及び当社の関係会社(以下、「当社グループ」という。)の業務執行者等並びにその近親者等
(2)当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
(3)当社グループの主要な取引先又はその業務執行者等
(4)当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者等
(5)当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等
(6)当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者等
(7)当社の法定監査を行う監査法人に所属する者及び過去において所属していた者
(8)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者及び過去において当該団体に所属していた者をいう。)

(注)
1. 業務執行者等とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び使用人等の業務を執行する者並びに過去において業務をしていた者をいう。
2. 近親者等とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員、部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族又は同居の親族をいう。
3. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ。)であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
4. 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
a. 当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者
b. 当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超えている者。
5. 当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている組織とは、年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者又は、当社グループからその団体の連結売上高又は総収入金額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社のストックオプション制度は、会社法に基づき、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において決議されたものであり、制度の内容は次のとおりである。
なお、当社は当該総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止した。
○ 決議年月日　　平成19年6月28日
○ 付与対象者の区分及び人数(名)　当社取締役　13名
○ 新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式
○ 株式の数(数)　75,000株(新株予約権1個につき普通株式1,000株)を上限とする
○ 新株予約権の行使時の払込金額(円)　新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。
○ 新株予約権の行使期間　新株予約権を割り当てる日の翌日から25年以内とする。
○ 新株予約権の行使の条件　新株予約権者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
○ 新株予約権の譲渡に関する事項　譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
○ 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とするが、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合には、必要と認める調整を行うものとする。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットやリスクを対象者に持たせることにより、対象者の株価上昇及び企業価値の向上への貢献意欲や士気を更に向上させることを目的として付与している。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、監査役別に支給人員および総額を開示している。
なお、前事業年度(自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日)における役員報酬等の内容は次のとおりである。
役員報酬等の内容　(1)取締役　支給人員:13名、支給総額:530百万円
　　(2)監査役　支給人員: 4名、支給総額: 82百万円
(注)
1.金額は表示単位未満を切り捨てている。
2.取締役の支給人員及び支給総額には、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に係る分が含まれている。
3.上記支給総額には、第91回定時株主総会で承認可決された社外取締役を除く取締役10名に対する94百万円の支給額が含まれている。
4.上記支給総額には、社外取締を除く役取締役10名に対して付与した新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の当期における費用計上額37百万円が含まれている。
5.取締役に対する報酬限度額は、月例(固定)報酬が46百万円(平成12年6月29日開催の第76回定時株主総会決議)、株式報酬型ストックオプションが年額75百万円(平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会決議)である。
6.監査役に対する報酬限度額は、月額780万円(平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会決議)である。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、社内取締役については固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成し、社外取締役については固定報酬とし、それぞれ株主総会の決議により承認いただいた上限額の範囲内で、経営環境、業績等を勘案して、決定している。個々の取締役の報酬については、求められる職務と責任及び結果に見合った適切な水準で、代表取締役が協議のうえ決定している。
監査役の報酬は、固定報酬とし、株主総会の決議により承認いただいた上限額の範囲内で決定している。個々の監査役の報酬については、職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議により決定している。
なお、退職慰労金制度につきましては、取締役、監査役ともに第83回定時株主総会終結の時をもって廃止している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役については、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会開催前に、取締役会の事務局より十分な説明を行うこととしている。また、取締役会に出席し、経営に必要な豊富な知見に基づき、適宜発言を行うとともに、毎月、取締役から業務報告を受け、適宜意見交換を行っている。また、代表取締役との面談や社外監査役を加えた社外役員の会合を定期的に行い、意見交換を行っている。

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し適宜発言を行うとともに、代表取締役との面談や社外取締役を加えた社外役員の会合を定期的に行い、意見交換を行っている。また、重要な決裁書類の閲覧に加えて、常勤監査役より毎月度、監査役業務報告を受領し、その内容について

意見交換を行っている。

監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を設置している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【業務執行】
当社グループの経営に関わる重要事項に関しては、社長他によって構成される経営審議会の審議を経て取締役会において執行を決議している。
取締役会は、月1回以上定期的に開催され、法令、定款及び取締役会規則に定められる重要事項について議論してその執行を決定するとともに、取締役に職務執行の状況を報告させて、その適法性及び妥当性を監督している。取締役の員数は、13名を上限とし、そのうち2名は取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任している。取締役の任期は、経営責任の明確化を図るため1年としている。加えて、当社では、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務執行と監督機能を分離・強化することを目的に、執行役員制度を導入している。日常の業務執行については、取締役会が選任した執行役員をはじめとする部門長に広い権限を与えているが、取締役が各部門を管掌あるいは担当して業務の執行を監督するとともに、毎月部門長会を開催し、各部門長から取締役・監査役に対し職務の執行状況を直接報告させている。なお、法令を遵守し、ステークホルダーに対する説明責任を果たし、社会の持続可能な発展に貢献する活動を推進することを目的に、社長を委員長とするCSR委員会を設置している。

【監査・監督】
監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されており、会計監査人及びCSR推進部内部統制室と相互に連携して監査を遂行している。監査役は、定期的に代表取締役と意見交換する場を持つとともに、取締役会をはじめ、執行としての重要事項の決定を行う経営審議会や部門長会等の重要会議に出席し、適宜業務執行状況の監視を行っている。
また、各部門の業務運営については、CSR推進部内部統制室が独立的監視活動を行っている。
当社の会計監査業務を遂行した公認会計士は、吉田享司、渡沼照夫及び池田剛士であり、有限責任あずさ監査法人に所属している。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、会計士補等11名である。
業務執行の監督に関しては、取締役会を月1回以上定期的に開催し、法令・定款及び取締役会規則に定める重要事項について、取締役会議長を中心に議論を行い、決定している。

【監査役機能強化に向けた取組状況】
監査役は4名であり、内2名が社外監査役である。常勤監査役には、当社経理部門で長年の経験があり、財務及び会計に関する
相当程度の知見を有する者を選任している。なお、監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を設置している。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、執行と監督の分離を進め、執行の機動性と柔軟性を確保しながら、社外の視点も取り入れて、監督機能を高める一方、経営監視機能としての監査機能を向上させるため、現状の体制を採用している。

【社外取締役の役割・機能】
経営に必要な高い見識と豊富な実務経験を当社の経営に生かし、社外の視点で取締役会の監督をしている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送している。なお平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会については、平成26年6月4日に発送している。
電磁的方法による議決権の行使	平成18年よりインターネットを通じての議決権の行使が可能となっている。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成20年より株式会社ICJが運営する機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームへ参加している。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版(抄訳)を作成している。
その他	平成27年より、招集通知(和文・英訳)を発送日前に東京証券取引所及び当社のウェブサイトに掲載している。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および四半期決算開示後に説明会を実施し、社長もしくは担当役員が説明を行っている。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアル・レポート、決算概要等を掲載している。 URL http://www.kaneka.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役常務執行役員　石原　忍 IR事務連絡責任者:CSR推進部IR室長　小吹　武次	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSR基本方針で規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	レスポンシブル・ケア基本方針を定め、CSRレポートを作成の上、当社ホームページにて開示している。 また、法令を遵守し、ステークホルダーに対する説明責任を果たし、社会の持続可能な発展に貢献する活動を推進することを目的に、社長を委員長とするCSR委員会を設置している。 なお、CSR委員会が、コンプライアンス部会、地球環境部会、中央安全会議、製品安全部会を統括する。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1.当社は、取締役会の決議により「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針」を定めている。その概要は以下のとおりである。
この基本方針については、定期的に確認を行い、適宜見直しを行うことにより、内部統制システムの実効性確保に努めており、今年度においては、会社法改正に対応した見直しを平成27年3月24日開催の取締役会で決議した。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 企業の社会的責任への取組みのため、社長を委員長とするCSR委員会を設置して、レスポンシブル・ケア活動を推進するとともに、CSR活動を統括する。
b. 企業倫理・法令遵守に関しては、CSR委員会傘下のコンプライアンス部会が全社の計画の統括、進捗度の把握、遵守状況の確認、適切な相談・通報窓口の設営・維持等、必要な活動の推進・監査を統括する。
c. 全社横断的課題に対しては、CSR委員会傘下の地球環境部会・中央安全会議・製品安全部会等、特定の任務を持つ組織を設置し、計画の推進等を統括する。
d. コンプライアンスの観点から社内諸規程を整備し、教育研修、自己点検、監査等を通じて、当該諸規程の浸透や遵守の徹底を図る。
e. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不法・不当な要求に対しては、全社一体となった、毅然とした対応を徹底する。また、社内に対応統括部署を設け、平素より情報の収集管理、警察などの外部機関や関連団体との連携に努め、反社会的勢力排除のための社内体制を整備、強化する。
f. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、内部統制部門が必要な監視活動を行う。
g. 社外取締役を置き、取締役会の監督機能を強化する。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. リスク管理については、各部門が、業務の遂行に際して、または関連して発生しそうなリスクを想定して適切な予防策を打ち、万一、リスクが発現した場合には、関連部門の支援も得ながら適切に対処することを基本とする。
b. 潜在的リスク発現に対する予防策については、倫理・法令遵守に関するものも含め、CSR委員会コンプライアンス部会が全社の計画の立案・推進を統括する。
c. リスクが発現した場合または発現するおそれが具体的に想定される場合には、適宜リスク対策委員会が当該部門と協働して対処する。
d. 上記3項目が、的確に実施されているかどうかについて定期的に点検を行い、体制の形骸化を回避するとともに、実効性を維持・改善していく。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 執行役員制度により、取締役の監督機能と業務執行機能を分離して、意思決定の迅速化と役割の明確化を行う。
b. 日常の業務執行に関しては、取締役会が選任した執行役員をはじめとする部門長に広い権限を与えて執行の機動性を確保するとともに、取締役が各部門を管掌あるいは担当して業務の執行を監督する。
c. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の報告等を行う。
d. 重要事項は、決定基準表に基づく社内提案・決定手続に従って、経営審議会における審議を経て、取締役会で決議し、執行する。
e. 毎月部門長会を開催し、経営の方針・業績等を伝達・周知するとともに、指定された部門長から事業計画及びその進捗状況について報告させる。

（4）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　社内における意思決定や業務執行に関する情報は、法令及び社内諸規程に従って保存・管理する。

（5）当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a. 国内外の子会社の組織及び業務運営、並びにリスク管理については、「関係会社の組織作り及び運営のガイドライン」に則って行う。
b. 子会社においてコンプライアンス委員会の設置を推進し、CSR基本方針や倫理行動基準等の社内諸規程の整備と周知・徹底のために、当社の所管部門や関連部門が必要なサポートを行う。さらに、当社のコンプライアンス部会において、子会社のコンプライアンスも含めた状況の確認を行う。
c. 国内子会社には監査役を置き、監査役が実効性のある監査を行うことができるよう当社の関連部門が必要な指導・支援を行う一方、国内外の子会社に対し、当社内部統制部門が実施する内部監査及び内部統制評価を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。
d. 国内子会社を対象にした報告会等を定期的に開催し、当社グループの経営方針等を伝達するとともに、各社長から経営方針や達成状況等について報告させる。また、海外子会社を含めたグローバル工場長会議で、工場の安全対策を共有する等、機能別業務効率の向上を図る。

（6）当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
a. 当社及び子会社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等から報告を受けた者は、次の事項を当社の監査役に遅滞なく報告する。
　イ. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
　ロ. 内部監査、内部統制評価の実施状況
　ハ. コンプライアンス上の重要な事項
　ニ. その他経営に関する重要な事項
b. 重要な決裁書類は監査役に回付する。
c. 当社は、上記aの報告をした者が当該報告をしたことを理由とした不利益を受けることがないよう配慮する。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a. 監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を配置する。
b. 当該監査役補助者の選任・異動・評価については監査役の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。
c. 当該監査役補助者は、監査役の指揮・命令に従う。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 代表取締役と監査役との意見交換会を定期的に実施する。
b. 監査役は、取締役等から業務執行状況について適宜聴取する。
c. 監査役は、取締役会、部門長会、経営審議会等重要な会議に出席する。
d. 監査役は、会計監査人から会計監査結果等、定期的に報告を受け、また意見交換会を実施して、連携を図る。
e. 監査役は、当社の本社・工場等及び子会社において業務執行及び財産管理の状況を適宜調査する。

f. 監査役は、必要に応じて、公認会計士・弁護士等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、当社の役員・社員が業務に携わるにあたって守るべき基本事項である「倫理行動基準」を定め、そのなかで反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの要求に対しては断固たる姿勢で対処し、不法・不当な要求には個人としても応じないこととしている。また、経営トップはじめ幹部職はこの行動基準が順守されるよう率先垂範して自らの行動を律するとともに、社内体制の整備と周知徹底を行うこととしている。
社内に対応統括部署を設け、平素より情報の収集管理、警察などの外部機関や関連団体との連携に努め、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制を整備強化する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

(1)基本方針の内容
当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずに、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではない。しかし、当社株式に対する大規模な買収行為が行われる場合には、株主に十分な情報提供が行われることを確保する必要があると考える。また、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう敵対的かつ濫用的買収が当社を対象に行われた場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、必要・適正な対応策を採らなければならないと考えている。

(2)当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み
当社は、2009年に創立60周年を迎えて、10年後の将来へ向けた長期経営ビジョン『KANEKA　UNITED宣言』を策定した。この中で、カネカグループの抜本的な「変革」と継続的な「成長」をめざし、「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」を重点戦略分野と位置づけ、経営の重点施策として、1. 研究開発型企業への進化、2. グローバル市場での成長促進、3. グループ戦略の展開、4. アライアンスの推進、5. CSRの重視、に取り組んでいる。また、平成26年度から新たにスタートした中期計画においては、R&Dの強化による新規事業の創出とグローバルな飛躍に注力し、事業構造を変革させ、カネカグループの変革と成長を加速させていく。

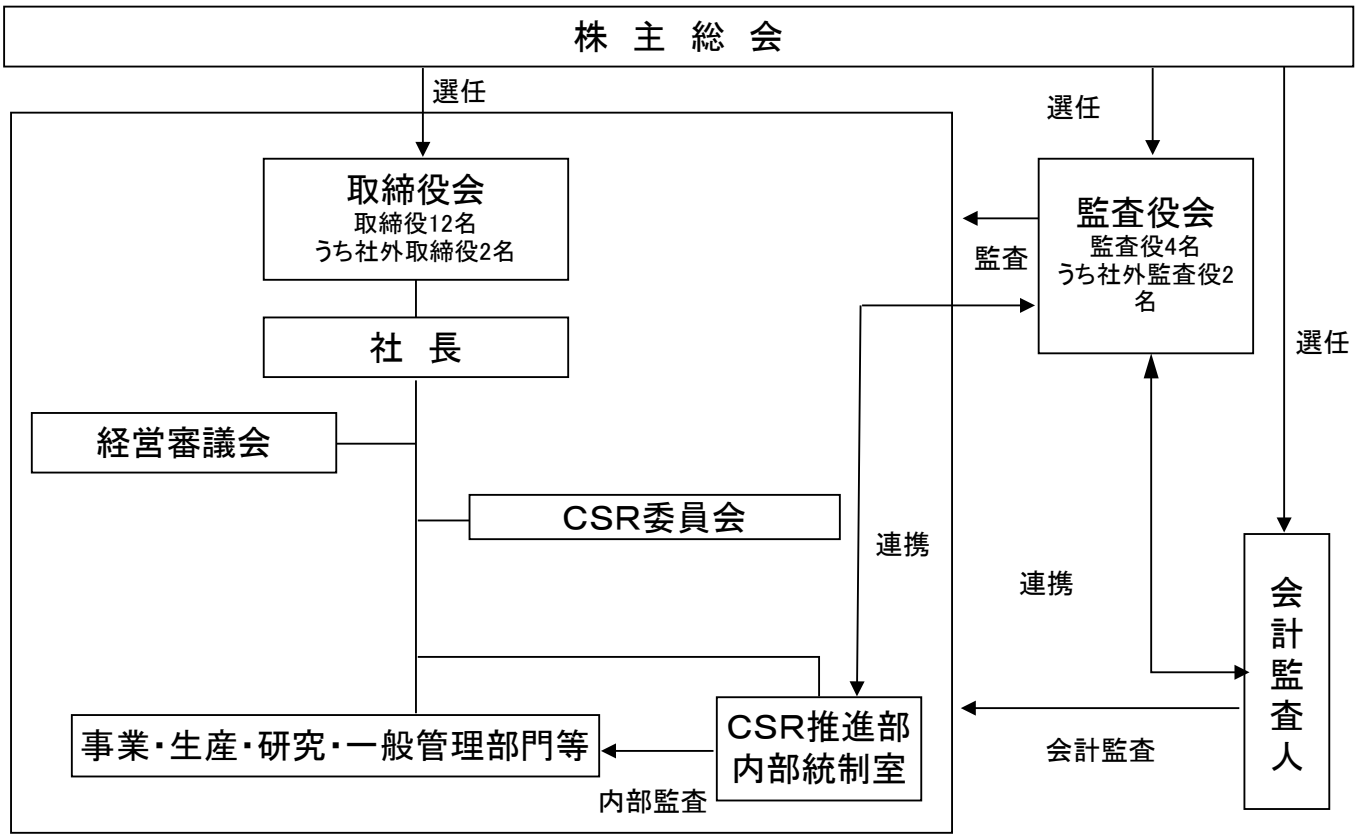
(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、引き続き当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「本プラン」という)の継続を、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会において株主のみなさまの承認を受けた。本プランの概要は以下のとおりである。
イ. 本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為(以下、「大規模買付行為」という)を対象とする。
ロ. 当社の株券等に対する大規模買付行為を行おうとする際に遵守されるべき所定の手続(以下、「大規模買付ルール」という)を予め定めておいて、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討を行い、また株主のみなさまに対して当社取締役会としての意見や代替案等を提示する、あるいは買付者との交渉を行っていく機会と時間を確保する。
ハ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがある。
ニ. 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対し、対抗措置の発動の可否を諮問する。対抗措置の発動の可否は、当社取締役会の決議によるが、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重する。
ホ. 本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第92回定時株主総会終結の時までとする。

(4)取締役会の判断及びその判断に係る理由
当社取締役会は、前号の取組みが、本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位を維持するものでないこと、という三つの要件に該当すると判断している。その理由は、以下に記載するとおりである。
イ. 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足している。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものである。
ロ. 本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主のみなさまが判断するために必要な情報や時間を確保し、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されたものである。
ハ. 本プランは、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会で、株主のみなさまのご承認をいただいている。また、本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第92回定時株主総会終結の時までと設定されているが、その時点までに当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまの意向が反映されるものとなっている。
ニ. 社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される特別委員会によって当社取締役の恣意的行動を厳しく監視し、その勧告の概要及び判断の理由等は適時に株主のみなさまに情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されている。
ホ. 本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置が合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。
ヘ. 特別委員会は、当社の費用で独立した第三者専門家の助言を得ることができるとされており、特別委員会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっている。
ト. 本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。さらに、当社は取締役の任期を1年としており、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもない。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりである。

当社は、会社情報の開示が適切に行われるように以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備している。
(1)会社情報の適時開示に関わる執行総括部門をCSR推進部としている。
(2)決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報の各区分毎に、会社情報の開示に関わる手続きの内容及びこれを担当する部門、組織を定め、コンプライアンス部会でその運用状況を監査している。


株 主 総 会
選任
選任
選任
取締役会
取締役12名
うち社外取締役2名
監査役会
監査役4名
うち社外監査役2名
監査
社 長
経営審議会
CSR委員会
連携
連携
会計監査人
事業・生産・研究・一般管理部門等
CSR推進部
内部統制室
会計監査
内部監査